

屋外広告物等を点検することができる 有資格者を追加します

当市の4メートルを超える広告塔、広告板その他これらに類する広告物等については、有資格者が点検を行う必要があります。

令和7年4月1日から新潟県が屋外広告物等の点検資格者を追加したことを受け、この度、市長が指定する屋外広告物を点検することができる有資格者を追加しました。

1 屋外広告物等（高さ4メートルを超える広告物等）を点検することができる有資格者

- 屋外広告士
- 一級建築士
- ネオン工事士
- 市長認定者

<追加>

- 公益社団法人日本サイン協会又は一般社団法人日本屋外広告業団体連合会が実施する屋外広告物点検技能講習の修了者

※公益社団法人日本サイン協会又は一般社団法人日本屋外広告業団体連合会が実施する点検技能講習は、管理者の資格にはなりませんのでご注意ください。

2 広告物等点検書の改正について

更新許可申請に添付する広告物等点検書（第8号様式）について、資格者の項目等を修正しました。

3 実施日

令和8年4月1日

※改正概要については、新発田市ホームページにも掲載しています。

【問い合わせ先】

新潟県新発田市中央町5丁目2番13号 地域整備庁舎

新発田市建築課

TEL 0254-26-3557（建築課直通）

FAX 0254-26-3559

e-mail kenchiku@city.shibata.lg.jp